

○ レコードの内容及び留意事項【別表十四(六) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書】(令和6年4月1日以後終了事業年度分)

項番	項目名		入力文字基準		留意事項
1	フォーマット区分		半角	4 文字	「1406」を記録してください。
2	譲受法人名		全角	30 文字以内	
3	譲渡損益調整資産の種類		全角	40 文字以内	
4	譲渡年月日	元号	半角	1 文字	元号には平成「4」又は令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 文字以内で記録してください。 (例)「令和 3 年 4 月 1 日 → 5,03,04,01 又は 5,3,4,1」
5		年	半角	2 文字以内	
6		月	半角	2 文字以内	
7		日	半角	2 文字以内	
8	譲渡収益の額		半角	16 文字以内	
9	譲渡原価の額		半角	16 文字以内	
10	調整前譲渡利益額		半角	16 文字以内	項番 8 から項番 9 を差し引いた額を記録してください。
11	圧縮記帳等による損金算入額		半角	16 文字以内	
12	譲渡利益額		半角	16 文字以内	項番 10 から項番 11 を差し引いた額を記録してください。
13	当期が譲渡年度である場合の損金算入額		半角	16 文字以内	項番 12 の額を記録してください。
14	譲渡損失額		半角	16 文字以内	○ 項番 9 から項番 8 を差し引いた額を記録してください。 ○ マイナスの場合は「0」と記録することに留意してください。
15	当期が譲渡年度である場合の益金算入額		半角	16 文字以内	項番 14 の額を記録してください。
16	(8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額		半角	16 文字以内	譲渡利益額のうち期首現在で益金の額に算入されていない額を記録してください。
17	当期益金算入額		半角	16 文字以内	簡便法により計算する場合には項番 26 又は項番 30 の額を記録してください。
18	翌期以後に益金の額に算入する金額		半角	16 文字以内	項番 12 又は項番 16 から項番 17 を差し引いた額を記録してください。

項番	項目名	入力文字基準		留意事項
19	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額	半角	16 文字以内	譲渡損失額のうち期首現在で損金の額に算入されていない額を記録してください。
20	当期損金算入額	半角	16 文字以内	簡便法により計算する場合には項番 27 又は項番 31 の額を記録してください。
21	翌期以後に損金の額に算入する金額	半角	16 文字以内	項番 14 又は項番 19 から項番 20 を差し引いた額を記録してください。
22	当期に譲受法人において生じた調整事由_区分	半角	1 文字	法人税法第 61 条の 13 第 1 項に規定する譲渡損益調整資産について生じた法人税法施行令第 122 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由について、「譲渡」の場合は「1」、「償却」の場合は「2」、「その他」の場合は「3」を記録してください。
23	当期に譲受法人において生じた調整事由_その他()	全角	20 文字以内	法人税法第 61 条の 13 第 1 項に規定する譲渡損益調整資産について、租税特別措置法第 65 条第 10 項又は第 68 条の 72 第 10 項の規定の適用を受けるときは、「その他()」の空欄には、「換地処分等」と記録してください。
24	「減価償却資産」の償却期間の月数	半角	3 文字以内	譲受法人が適用する耐用年数×12 の月数を記録してください(単位:月)。
25	「減価償却資産」の当期の月数	半角	2 文字以内	簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合の「減価償却資産」の当期の月数を記録してください。
26	「減価償却資産」の当期益金算入額	半角	16 文字以内	項番 12×項番 25／項番 24 の入額を記録してください。
27	「減価償却資産」の当期損金算入額	半角	16 文字以内	項番 14×項番 25／項番 24 の額を記録してください。
28	「繰延資産」の支出の効果の及ぶ期間の月数	半角	3 文字以内	簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合の「繰延資産」の支出の効果の及ぶ期間の月数を記録してください。
29	「繰延資産」の当期の月数	半角	2 文字以内	簡便法により当期益金算入額又は当期損金算入額を計算する場合の「繰延資産」の当期の月数を記録してください(単位:月)。
30	「繰延資産」の当期益金算入額	半角	16 文字以内	項番 12×項番 29／項番 28 の額を記録してください。
31	「繰延資産」の当期損金算入額	半角	16 文字以内	項番 14×項番 29／項番 28 の額を記録してください。